

浜坂町・温泉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜坂町・温泉町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第16条第3項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)が会議等に出席した場合の報酬は、会長、副会長、委員、顧問は日額6,000円とし、監査委員は日額7,500円とする。ただし、浜坂町・温泉町(以下「2町」という。)それぞれの長及び兵庫県職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等及び規約第10条第6項に規定する委員以外の者が会議等に出席した場合の費用弁償は、実費とする。ただし、2町それぞれの長が会議に出席した場合については、これを支給しない。

2 協議会委員等が職務のため出張したときの費用弁償については、美西衛生施設一部事務組合の例による。

(支給方法)

第4条 協議会委員等の報酬及び費用弁償については、美西衛生施設一部事務組合の例により支給する。

附 則

この規程は、平成15年10月20日から施行する。